

外来受診の患者さんへ

＜＜紹介状＞＞をお持ちでない場合、

当院は診療費と別に国の定めにより、
以下の徴収が義務付けられています。

他の医療機関からの紹介状を持参せずに受診された場合

初診時 7,700円(税込)

当院から他の医療機関へ紹介させていただいた後、患者さんの意思で紹介状をお持ちにならずに、再度当院を受診された場合

再診時 3,300円(税込)

ただし、以下の場合を除きます。

- ・救急搬送等の救急患者
- ・外来受診に引き続き入院となった場合
- ・休日・夜間の緊急を要する受診
- ・当院の他の診療科で継続通院中の方
- ・国の公費医療負担制度の受給者
- ・特定の疾病等により各種公費負担制度の受給者
- ・労災・公務災害・交通事故・治験・予防接種・健康診断の場合
- ・その他、医療機関が直接受診する必要性を認めた場合

急を要しない病状の場合は、先ず「かかりつけ医」を受診して下さい。
その上で、「かかりつけ医」が当院への受診の必要性を判断した場合
に、必ず「紹介状」を持参していただき、受診される事をお願いします。